

2014年(平成26年)5月28日(水曜日)

宗教法法人代表に賠償命令

「元信者へセクハラ」認定

女性信者を乱暴したとして準強姦罪に問われ、無罪判決を受けたつくば市の宗教法法人「小牧者訓練会」の男性代表(65)に対し、元信者の女性4人がわいせつ行為を受けたとして、計4620万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が27日、東京地裁であった。

山田明裁判長は、「代表からの要求を拒絶できない心理的状态を利用し、極めて卑劣な数々のセクハラ行

為に及んだ」などとして、代表と同法人に計1540万円の支払いを命じた。

判決によると、代表は2000年～08年、当時10～30歳代の元信者4人に対し、胸や下半身を触り、キスをするなど行為をした。

代表は20歳代の元信者に乱暴したとして10年2月、水戸地裁土浦支部に起訴されたが、11年5月、「犯行時刻に屋外にいる写真があ

る」とアリバイの存在が認められ、無罪となった。

この日の判決では、土浦支部で無罪とされた1件を除く計65件がセクハラ行為と認められた。元信者の一人は、「責任を持って謝罪してほしい」とコメントした。代表側の代理人は、「予想外の判決。虚偽の訴えを認める驚くべき内容で、控訴も考えたい」としている。